

— 目次 —

序章	1
第1章 貸金について	2
第1節 貸金返還請求について	2
第1 金銭消費貸借	2
第2 元本について	3
1 元本とは	3
2 振込貸付けにおける振込手数料と元本額	3
第3 利息・損害金等について	3
1 利息	3
(1) 利息の請求	3
(2) 利息の生ずる期間	3
(3) 約定利率による利息の請求	4
(4) 法定利率による利息の請求	4
2 遅延損害金	4
(1) 遅延損害金の生ずる期間	4
(2) 法定利率による遅延損害金の請求	5
(3) 約定利率による遅延損害金の請求	5
3 制限利率（上限利率）	6
(1) 利息・損害金について	6
ア 利息・損害金についての原則	6
[表1] 利息制限法および出資法における制限利率／6	
イ 営業的金銭消費貸借の遅延損害金の特則	7

ウ	営業的金銭消費貸借の複数の貸付けの上限利率	7
エ	継続的金銭消費貸借の上限金利	8
オ	みなし利息	9
	(ア) 契約締結費用および債務弁済費用	9
	(イ) 平成18年改正法による改正	10
カ	利息制限法の制限を超過する利息・損害金	10
	(ア) 利息制限法の制限を超過する利息・損害金の無効	10
	(イ) 利息制限法の制限を超過する利息・損害金の支払い	11
	(ウ) 利息制限法の制限超過部分の利息・損害金を元本に充当した結果元本が完済となった後の支払い	11
	(エ) 利息制限法の制限を超える利息の約定のみがある場合の遅延損害金	12
	(オ) 利息の天引きの場合	12
キ	日賦貸金業者の特例の廃止	12
ク	電話担保金融の特例の廃止	13
(2)	業として保証を行う者の保証料等	13
	ア 業として保証を行う者の保証料等の制限	13
	イ 利息の増加の場合	14
	ウ 貸付金利が変動利率である場合の保証料等	14
	(ア) 貸付業者が主債務者から支払いを受けることができる特約上限利率を定めこれを主債務者に通知した場合	14
	(イ) 貸付業者が主債務者から支払いを受けることができる特約上限利率の定めがない場合または特約上限利率の定めを主債務者に通知しない場合	15
エ	根保証の場合の保証料等	16
	(ア) 根保証とは	16
	(イ) 根保証における法定上限額の算出	16

## 目次

(ウ) 特約上限利率の定めがある場合／16	
(ク) 特約上限利率の定めがない場合／17	
オ 平成18年改正法施行前の保証料等の契約の効力	17
(3) 媒介手数料	17
(4) 制限利率を超える貸付けの期限前弁済における違約金の定め と消費者契約法10条	18
<b>第4 債権の消滅等（弁済期、期限の利益、時効）</b>	<b>18</b>
<b>1 弁済期</b>	<b>18</b>
(1) 弁済期の合意の主張	18
(2) 弁済期の定めがない場合の催告	19
<b>2 期限の利益の放棄——期限前弁済と期限までの利息</b>	<b>19</b>
(1) 期限の利益の放棄の意義	19
(2) 期限の利益の放棄と利息制限法	20
<b>3 期限の利益喪失の宥恕</b>	<b>20</b>
(1) 期限の利益喪失の宥恕	20
(2) 期限の利益喪失宥恕の事実の主張立証責任	21
<b>4 期限の利益の再度付与</b>	<b>21</b>
<b>5 期限の利益喪失</b>	<b>21</b>
(1) 期限の利益喪失と信義則違反	21
ア 貸主の対応と期限の利益喪失主張の信義則違反	21
イ 約定支払日前の支払いと期限の利益喪失主張の信義則違反	23
(2) 利息制限法の制限超過利息の支払いと期限の利益喪失	23
<b>6 貸金と時効</b>	<b>24</b>
(1) 弁済期の定めのない貸金と時効の起算点	24
(2) 分割弁済と消滅時効期間	24
ア 当然喪失型の残債務全額についての消滅時効期間	24
イ 請求喪失型の残債務全額についての消滅時効期間	25

(3) 時効援用権の喪失 .....	25
<b>第5 過剰与信、過剰貸付け</b> .....	26
1 過剰貸付け等の禁止 .....	26
2 平成18年改正法による改正 .....	28
<b>第6 貸金業法旧43条</b> .....	29
1 <b>みなし弁済制度</b> .....	29
(1) みなし弁済の要件 .....	29
(2) みなし弁済制度の廃止 .....	30
(3) 貸金業法の題名について .....	31
(4) 貸金業法旧43条の解釈 .....	31
2 <b>債務者の利息・損害金の支払いの任意性</b> .....	32
(1) 債務者の利息・損害金の支払いの任意性の意味 .....	32
(2) 期限の利益喪失特約と債務者の利息・損害金の支払いの任意性 .....	32
ア 期限の利益喪失特約と債務者の利息・損害金の支払いの任意性 .....	32
イ 約定利息を支払わない限り期限の利益を喪失するとの誤解 が生じなかったといえるような特段の事情 .....	33
(ア) 主張立証責任 / 33	
(イ) 特段の事情に当たる例 / 33	
(ウ) 特段の事情の認定 / 33	
(エ) 事実上の強制に当たる例 / 34	
ウ 利息制限法制限超過の約定利率の利息等支払遅滞による当 然期限の利益喪失約款に基づきみなし弁済を前提に提起され た貸金返還請求訴訟で被告が欠席または争わない場合の取扱い .....	35
3 <b>貸金業法旧17条書面について</b> .....	36
(1) 貸金業法旧17条1項の所定の記載事項 .....	36
(2) 「期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容」 .....	37
ア 期限の利益喪失約款の無効と期限の利益喪失約款の記載 .....	37

## 目次

イ 期限の利益喪失約款が付されている場合の貸金業法旧17条 書面の記載事項の改正	37
(3) 「返済期間及び返済回数」および「各回の返済金額」の記載	38
ア リボルビング方式の貸付けと「返済期間及び返済回数」お よび「各回の返済金額」の記載	38
イ 償還表の記載と「各回の返済金額」の記載	38
<b>4 貸金業法旧18条書面について</b>	<b>39</b>
(1) 領収書の金額の記載の間違いと貸金業法旧18条1項4号の要件	39
(2) 貸金業法施行規則15条2項による貸金業法旧18条1項1号か ら3号までの記載に代わる契約番号その他の明示について	39
(3) 銀行振込みと貸金業法旧18条書面の交付	40
ア 銀行振込みと貸金業法旧18条書面の交付の要否	40
イ 貸金業法旧18条1項所定の事項が記載された振込用紙と一 体となった書面の事前交付	40
ウ 銀行振込みと貸金業法旧18条1項柱書の「その都度、直ち に」の要件	41
エ 債務者の旧18条書面交付不要申出	41
<b>5 利息の天引きと貸金業法旧43条</b>	<b>42</b>
<b>6 利息制限法所定の制限を超える利息の請求と不法行為</b>	<b>42</b>
<b>第7 取立行為の規制</b>	<b>42</b>
1 取立行為規制法規	42
2 取立行為規制に関する裁判例	43
(1) 自宅への訪問等	43
(2) 弁護士等受任後の債務者本人等への接触等	44
<b>第8 貸金業者の取引履歴等開示義務</b>	<b>45</b>
1 貸金業者の取引履歴等開示義務違反に基づく損害賠償請求	45
2 帳簿の閲覧・謄写	47

3 帳簿の閲覧・謄写請求の拒絶	47
<b>第2節 過払金返還請求（不当利得返還請求）</b>	
<b>について</b>	49
<b>第1 過払金返還請求権（不当利得返還請求権）</b>	49
1 過払金返還請求権（不当利得返還請求権）の意義	49
2 過払金返還請求権の帰属主体——保証人の弁済による過払金返還請求権の帰属	50
<b>第2 受益者の返還義務の範囲</b>	50
1 受益者の利益返還義務	50
(1) 受益者の返還義務の範囲	50
(2) 悪意の受益者の主張立証責任	50
(3) 貸金業法旧43条1項の適用が認められない場合の悪意の受益者の推定を覆す、貸金業者が同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情	51
ア 支払いの任意性の要件について	51
イ 旧17条書面の要件について	53
ウ 旧18条書面の要件について	54
エ 旧17条・旧18条書面を交付する業務態勢の整備	56
2 過払金返還請求権（不当利得返還請求権）の付帯請求の起算日	56
(1) 悪意の受益者でない者の遅延損害金の起算日	56
(2) 悪意の受益者の場合の利息の起算日	56
3 過払金返還請求権（不当利得返還請求権）の付帯請求の利率	57
<b>第3 過払金の貸金への充当</b>	58
1 過払金の貸金への充当	58
2 過払金発生後の貸金への充当	59
(1) 一体取引の場合	59

目次

ア 一体取引の場合	59
(ア) 一体取引の場合の解釈	59
(イ) カードローンの基本契約に基づく借入金債務の場合	59
(ウ) 基本契約に基づかない切替えおよび借増しの繰返しの場合	60
(エ) 別個の基本契約の基づく取引を一連として計算すること の可否	61
(2) 個別取引の場合	63
<b>第4 過払金返還請求権（不当利得返還請求権）の消滅時効</b>	64
1 過払金返還請求権（不当利得返還請求権）の消滅時効期間	64
2 過払金返還請求権（不当利得返還請求権）の消滅時効の起算点	65
3 過払金発生可能性通知と時効中断	66
4 時効完成後の過払金返還請求権を自働債権とし貸金債権を 受働債権とする相殺	67
5 貸金業者の過払金返還請求権の消滅時効援用と信義則違反	68
<b>第5 免責後の過払金返還請求</b>	68
<b>第6 過払金返還請求と不法行為</b>	70
<b>第7 民法704条後段の損害</b>	71
<b>第8 貸付金返還額全額についての返還請求</b>	72
<b>第9 貸金の譲渡・貸金業者の倒産と過払金返還請求権</b>	74
1 貸金業者の営業譲渡等と過払金返還請求権	74
(1) 営業譲渡・事業譲渡と過払金返還請求権	74
(2) 免責登記と過払金返還請求権	76
2 貸金債権譲渡と過払金返還請求権	77
(1) 大阪高判平21・3・5 消費者法ニュース79号99頁	78
(2) 大手サラ金会社子が会社等から貸金債権譲渡を受けた事例	79
3 貸金業者の倒産手続と過払金返還請求権	83
<b>第10 和解・調停・決定等後の過払金返還請求</b>	84

1 和解・調停の無効	84
2 調停に代わる決定の無効	85

## 第2章 保証について 88

第1 保証とは	88
1 保証契約	88
2 保証契約の書面性	88
(1) 保証契約の書面性	88
(2) 保証契約の書面性の意味	88
3 保証契約の補充性——催告の抗弁権、検索の抗弁権	89
第2 貸金等根保証契約	89
1 貸金等根保証契約とは	89
2 債権譲渡と限度額保証	90
3 極度額保証の法的性質——債務制限か責任制限か	90
第3 保証人と主債務者の関係	91
1 主債務について生じた事由の主張	91
(1) 保証債務履行請求における主債務に関する抗弁以下の攻撃防御方法の主張	91
(2) 主債務者の債権による相殺または弁済拒絶の抗弁	92
(3) 主債務者の取消権・解除権による保証債務の履行拒絶の抗弁	92
2 保証人敗訴後の主債務者勝訴判決の援用	92
第4 保証債務と時効	93
1 主債務の消滅時効	93
(1) 主債務の消滅時効による保証債務の消滅の抗弁	93
(2) 主債務者の時効援用権の喪失・時効利益の放棄と保証人による主債務消滅時効の援用	93

## 目次

(3) 保証人の保証債務の履行・承認と主債務の時効援用権制限・ 時効利益の放棄 .....	93
(4) 保証人の保証債務の時効利益の放棄と主債務の時効の援用 .....	94
(5) 保証人が主債務者の承認を知って保証債務を承認した場合の 主債務の時効の援用 .....	95
(6) 主債務者の破産免責等と時効 .....	95
<b>2 保証債務の消滅時効</b> .....	95
(1) 保証債務の消滅時効の抗弁 .....	95
(2) 商行為によって生じた保証債務の時効期間 .....	96
<b>3 時効の中断</b> .....	96
(1) 主債務者に生じた時効中断の再抗弁 .....	96
(2) 主債務者に生じた時効中断効が保証債務に及ぶことと保証債 務自体の時効中断 .....	96
(3) 保証人に生じた事由の主債務者に対する影響 .....	96
(4) 主債務者と物上保証人・第三取得者間の時効中断の効果 .....	97
<b>4 判決の確定と時効</b> .....	97
(1) 判決確定後の主債務者と保証人の時効期間 .....	97
(2) 短期消滅時効と主債務者・連帯保証人に対する判決の効力 .....	97
(3) 保証人敗訴後の主債務者勝訴判決の援用 .....	98
<b>第5 保証債務と免責</b> .....	98
<b>第6 保証人の主債務者に対する求償請求</b> .....	99
<b>1 保証人の主債務者に対する求償権の意義</b> .....	99
<b>2 事後求償権</b> .....	99
(1) 事後求償権の意義 .....	99
(2) 附帯請求の商事法定利率による請求 .....	99
(3) 貸付利息が利息制限法を超える場合の保証人の求償範囲 .....	100
(4) 事後求償権の消滅時効 .....	100

ア 事後求償権の消滅時効の進行	100
イ 保証・保証委託が商行為であるときの求償債権の消滅時効期間	100
ウ 原債権の行使と求償権の時効の中断	100
3 事前求償	101
(1) 事前求償の意義	101
(2) 受託保証人の事前求償できる（遅延損害金の）額	101

## 第3章 貸金・保証関係紛争解決 のための手続

第1節 行政官庁相談窓口	103
第1 財務局等の相談窓口	103
〔表2〕 財務局等における相談窓口	103
第2 地方自治体の相談窓口	105
〔表3〕 地方自治体の多重債務者相談窓口	105
第2節 民事保全手続	113
第1 概説	113
第2 給料仮差押え	113
第3節 民事調停	114
第1 民事調停の申立て	114
【書式1】 調停申立書	114
【書式2】 特定調停申立書	117
【書式3】 特定債務者の資料等（一般個人用）	118
【書式4】 関係者権利者一覧表	119
第2 民事調停の管轄申立て先	121
第3 調停調書の効力	121
第4 調停不成立の場合の訴訟の提起	121

第4節 訴訟手続	122
Ⅰ 訴訟手続一般	122
第1 訴訟手続の種類・選択	122
1 訴訟手続	122
2 督促手続の選択	122
3 通常訴訟手続の選択	123
4 少額訴訟手続の選択	123
【書式5】 訴状	124
第2 訴訟事件の管轄——訴訟事件の申立裁判所	130
1 事物管轄——訴えを提起する第一審裁判所	130
(1) 通常訴訟の事物管轄——通常訴訟の第一審裁判所	130
(2) 少額訴訟の事物管轄——少額訴訟の審理裁判所	131
(3) 訴訟物の価額〔訴額〕の算定	131
ア 訴訟物の価額〔訴額〕の算定	131
イ 数個の請求を併合する場合の訴訟物の価額〔訴額〕	131
イ(ア) 原則	131
イ(イ) 例外	131
2 土地管轄——訴えを提起する裁判所の場所	132
(1) 被告の普通裁判籍（住所等）所在地を管轄する裁判所への訴え提起	132
(2) 義務履行地管轄裁判所	132
ア 義務履行地管轄裁判所	132
イ 不法行為に基づく損害賠償の請求、不当利得に基づく請求の場合	132
ウ 債権譲渡があった場合の義務履行地管轄裁判所	133
エ 関連裁判籍	133
3 管轄の合意	133

(1) 合意管轄の意義	133
(2) 合意管轄の要件	133
(3) 管轄合意の態様	134
ア 管轄合意の態様	134
イ 専属的管轄合意と応訴管轄	134
ウ 管轄合意の効力	134
(ア) 管轄合意の効力／134	
(イ) 業者の本支店についての管轄合意条項の効力／135	
(ウ) 簡易裁判所を専属的管轄とする合意に基づく地方裁判所 から簡易裁判所への移送申立て／135	
(エ) 管轄合意と本庁・支部／136	
エ 管轄合意についての意思表示の瑕疵	136
<b>4 応訴管轄</b>	136
(1) 応訴管轄	136
(2) 法定管轄原因が認められない訴状の取扱い	136
(3) 本案の弁論	137
ア 本案の弁論の意義	137
イ 答弁書等の擬制陳述と本案の弁論	137
<b>5 遅滞を避ける等のための移送</b>	137
(1) 遅滞を避ける等のための移送	137
(2) 借主の住所地への移送等	138
<b>第3 当事者等</b>	138
1 実質的な権限を有しない法令による訴訟代理人（支配人）	138
2 簡易裁判所における訴訟代理人（認定司法書士、許可代理人）	139
(1) 認定司法書士	139
(2) 許可代理人	140
(3) 主債務者が保証人の許可代理人となること	140

第4 訴えの提起	140
1 訴え提起の方式	140
2 訴訟における主張立証の構造等	141
3 証拠の収集	142
(1) 書証等の提出	142
(2) 貸金・保証関係訴訟の主な証拠	142
ア 金銭消費貸借契約書等	142
イ 保証契約の書面	143
ウ 領収書	143
第5 倒産手続と民事訴訟との関係	143
1 個人再生（小規模個人再生・給与所得者等再生）手続と民事訴訟との関係	143
(1) 手続開始と民事訴訟との関係	143
(2) 債権者一覧表に記載がなく届出もない債権等の効力	144
(3) 再生計画認可決定確定	144
2 破産手続と民事訴訟との関係	145
(1) 破産債権と訴訟手続	146
ア 破産手続開始と訴訟手続の中断	146
イ 破産債権の確定と訴訟手続	146
【書式6】 訴訟終了書	147
ウ 破産届出債権に破産管財人または他の破産債権者から異議があった場合	147
エ 届出債権に破産者から異議があった場合	148
オ 破産手続終了と訴訟手続	148
カ 同時廃止と訴訟手続	149
キ 破産免責の効果	149
(ク) 破産免責の意味——免責債務の履行を求める訴え	149

(イ) 免責の対象となった債権を自動債権とする相殺	150
(ウ) 非免責となる債権者名簿等に記載しなかった請求権の範囲	151
(エ) 免責と別除権	151
(2) 法人と破産	152
ア 会社・取締役の破産手続開始と取締役の地位	152
イ 破産手続終了と取締役の地位	152
<b>Ⅱ 貸金返還請求訴訟</b>	153
<b>第1 貸金返還請求の訴状</b>	153
【書式7】 貸金返還請求訴訟の訴状	153
【書式8】 貸金返還請求訴訟の訴状の請求原因（基本契約に基づ く継続的金銭消費貸借）	155
<b>第2 貸金返還請求の要件事実</b>	156
<b>1 貸金返還請求の請求原因</b>	156
(1) 貸金元本返還請求の請求原因	156
ア 弁済期の定めがある場合の請求原因	156
イ 期限の定めがない場合の請求原因	156
(ア) 請求原因	156
(イ) 訴状送達による催告	157
ウ 割賦弁済で期限の利益喪失約款による請求の場合の請求原因	158
(ア) 期限の利益喪失約款による期限の到来の具体的請求原因	158
(イ) 実務	158
<記載例1> 実務での利益喪失約款による期限の到来の具体的請 求原因の記載例	159
エ 利息の天引きがされた場合の貸金元本返還請求の請求原因	159
(2) 利息請求の請求原因	159
ア 利息請求の請求原因の要件事実	159
イ 利率の主張立証	160

## 目次

(ア) 民事法定利率による利息の請求／160	
(イ) 商事法定利率による利息の請求／160	
(ウ) 約定利率による利息の請求／160	
(3) 遅延損害金請求の請求原因	160
<b>2 貸金返還請求における抗弁等</b>	<b>162</b>
(1) 弁済の抗弁等	162
ア 弁済の抗弁の要件事実	162
イ 第三者弁済の抗弁に対する再抗弁	162
(2) 代物弁済の抗弁	162
ア 代物弁済の抗弁の要件事実	162
イ 債務消滅としての代物弁済における対抗要件の具備	163
(3) 相殺の抗弁等	163
ア 相殺の抗弁の要件事実	163
(ア) 自働債権の発生原因事実／163	
(イ) 受働債権（請求債権）につき被告が原告に対し一定額に ついて相殺の意思表示をしたこと／164	
イ 相殺の抗弁に対する再抗弁	164
(4) 消滅時効の抗弁等	164
ア 消滅時効の抗弁の要件事実	164
イ 消滅時効の抗弁に対する再抗弁	165
(5) 名義貸しによる無効の抗弁	166
(6) 遅延損害金請求に対する抗弁——弁済の提供の抗弁	166
ア 現実の提供の抗弁の要件事実	166
イ 口頭の提供の抗弁の要件事実	167
<b>Ⅲ 過払金返還請求訴訟</b>	<b>167</b>
<b>第1 過払金返還請求の共同訴訟について</b>	<b>167</b>
<b>第2 過払金返還請求の訴状における請求の趣旨・原因</b>	<b>168</b>

## 【書式9】 過払金返還請求（不当利得返還請求）の訴状における

請求の趣旨・原因の記載／168

第3	過払金返還請求権（不当利得返還請求権）	169
1	過払金返還請求権（不当利得返還請求権）の要件事実	169
	(1) 過払金返還請求権（不当利得返還請求権）の請求原因	169
	ア 不当利得返還請求権（過払金返還請求権）の請求原因	169
	イ 悪意の受益者に対する利息を請求する場合の請求原因	170
	(2) 過払金返還請求（不当利得返還請求）における抗弁等	170
2	当初貸付残高の主張・立証責任	171
3	取引履歴不開示部分の立証	173
	(1) 取引履歴に対する文書提出命令の発令	173
	(2) 文書提出命令に従わないことによる真実擬制	174
	(3) 取引履歴で判明する取引内容を間接事実とする不開示部分の推認	176
4	過払金返還請求権（不当利得返還請求権）の悪意の受益者	177
	(1) 悪意の受益者の主張立証責任	177
	(2) 貸金業法旧43条1項の適用が認められない場合の悪意の受益者の推定を覆す、貸金業者が同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情	178
	ア 支払いの任意性の要件について	178
	イ 旧17条書面の要件について	179
	ウ 旧18条書面の要件について	179
第4	過払金返還請求訴訟の審理——当事者間で合意が成立した場合の進行	181
Ⅳ	取引履歴開示義務違反に基づく損害賠償請求訴訟	181
第1	貸金業者の取引履歴開示義務	181
第2	取引履歴開示義務違反に基づく損害賠償請求訴訟に	

	おける訴訟物	182
1	主たる請求	182
2	付帯請求	182
第3	取引履歴開示義務違反に基づく損害賠償請求訴訟に おける請求原因	182
V	保証関係訴訟	183
第1	保証債務履行請求の訴状	183
	【書式10】 保証債務履行請求の訴状／183	
第2	保証債務履行請求の要件事実	185
1	保証債務履行請求の要件事実	185
(1)	保証債務履行請求の請求原因	185
(2)	保証債務履行請求における抗弁等	185
ア	利息・遅延損害金債務を保証契約から除外するとの合意 (特約)があったことの抗弁	186
イ	催告・検索の抗弁等	186
(ア)	催告の抗弁権の要件事実／186	
(イ)	検索の抗弁権の要件事実／186	
(ウ)	催告・検索の抗弁に対する再抗弁／187	
ウ	消滅時効の抗弁等	187
(ア)	主債務の消滅時効の抗弁等／187	
(イ)	保証債務の消滅時効の抗弁／188	
エ	主債務者の債権による相殺または弁済拒絶の抗弁	188
(ア)	民法457条2項によって保証人は主債務者の債権をもって 相殺できるとする見解／188	
(イ)	民法457条2項によって保証人は主たる債務者の債権に よる相殺によって消滅する限度で弁済を拒絶する抗弁権を 有するのみであるとする見解／188	



## 目次

(3) 事後求償における抗弁等	196
ア 主債務者の（保証人の弁済以前の）弁済の抗弁等	196
(ア) 主債務者の（保証人の弁済以前の）弁済の抗弁の要件事実	196
(イ) 委託のある保証の場合の保証人善意の再抗弁の要件事実	196
イ 主債務者の（保証人の弁済後の）弁済等の抗弁等	197
(ア) 保証人弁済後の主債務者の弁済等	197
(イ) 主債務者の（保証人の弁済後の）善意の弁済等の抗弁の要件事実	197
(ウ) 再抗弁	197
ウ 事前通知義務違反による主債務者が債権者に対抗し得た事由の抗弁等	197
(ア) 事前通知義務違反による主債務者が債権者に対抗し得た事由の抗弁	197
(イ) 事前通知義務違反による主債務者が債権者に対抗し得た事由の抗弁に対する再抗弁	198
エ 主債務の無効・取消しの抗弁	198
オ 主債務の消滅時効の完成の抗弁	198
カ 委託のない保証の場合の本人の意思に反することの抗弁	198
キ 求償権の消滅時効の抗弁	199
3 事前求償	199
(1) 事前求償の請求原因の要件事実	199
(2) 事前求償における抗弁	199
VI 債務不存在確認訴訟	200
第1 債務不存在確認訴訟の請求	200
1 請求の特定	200
(1) 請求の特定	200
(2) 債務の上限を示さない債務不存在確認の訴え	200

(3) 債務不存在確認訴訟の請求の趣旨・認容判決主文	200
〈記載例6〉 債務不存在確認訴訟の請求の趣旨・認容判決主文記 載例／201	
2 確認の利益	201
(1) 確認の利益の意義	201
(2) 関連する給付訴訟がある場合	201
ア 過払いによる不当利得返還請求訴訟と債務不存在確認請求	201
イ 債務不存在確認の訴えと給付請求の訴え	201
(3) 被告が債務の存在を主張しない場合	202
ア 確認の利益の有無の判断を基礎づける事実と弁論主義	202
イ 被告が欠席するなどして何ら主張をしない場合	202
ウ 被告が請求棄却の判決を求めながら債務の不存在を認めた場合	203
エ 被告が請求を認諾すると答弁した場合	203
第2 債務不存在確認訴訟の要件事実	204
1 債務不存在確認訴訟での主張立証責任	204
2 債務不存在確認訴訟の請求原因の要件事実	204
3 債務不存在確認訴訟における抗弁	204
4 債務不存在確認訴訟における再抗弁	204
第3 債務不存在確認訴訟の判決	205
1 債務不存在確認訴訟の欠席判決	205
(1) 債務不存在確認訴訟の欠席判決	205
(2) 原告が訴状で抗弁・再抗弁事実を主張している場合の欠席判決	205
2 原告が認めた残債務額及び上限額と認定金額	205
(1) 原告が認めた金額を超える残債務の認定	205
(2) 原告が認めた金額より少ない残債務の認定	205

目 次

《資料》手数料額早見表	206
条文索引	211
事項索引	214
判例索引	218